

女性の出産後の働き方による 世帯の生涯可処分所得の変化 (試算)

女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（第4回）

2024年6月5日
内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

女性の出産後の働き方別 世帯の生涯可処分所得：試算の前提

◆ 夫婦と子ども2人の世帯について、出産後の女性の働き方に関して、出産後も就労を継続する場合・出産後一定期間で復職する場合・出産後に退職する場合の3つのパターン、計6ケースを仮定し、世帯の生涯可処分所得を試算。

- ✓ 夫婦は同年齢（2024年に22歳）とし、夫（男性）は、22歳でフルタイムの正社員として就労開始し、65歳で退職。
- ✓ 厚生労働省「令和4年簡易生命表」における死亡年齢の最頻値を踏まえ、男性は88歳、女性93歳まで生きると仮定。

◆ 収入は、賃金、退職一時金、公的年金、児童手当、企業の配偶者手当等を対象とし、税・社会保険料負担は、所得税・住民税、厚生年金保険・医療保険・介護保険・雇用保険を考慮。

いずれも22歳で就労開始し、29歳で第1子、32歳で第2子を出産。ケース②・③では、第1子出産時に一度退職と仮定。

①就労継続	①-A 就労継続・正社員	・22歳で正社員として就労。 ・出産後1年育休（産前・産後休業、育児休業制度を活用） ・その後、正社員として就労継続し、65歳で退職。
	①-B 就労継続・ 非正規（フルタイム）	・22歳で非正規雇用として就労。 ・出産後1年育休（産前・産後休業、育児休業制度を活用） ・その後、非正規として就労継続し、65歳で退職。
②離職後再就職	②-A 再就職・正社員	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。 ・38歳（第2子が6歳）で、正社員として再就職。65歳で退職。 ※離職期間中は昇給せず、38歳時に29歳相当の賃金で復職。
	②-B 再就職・ パート・「年収の壁」範囲内 (100万円)	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。 ・38歳時にパートで再就職。「年収の壁」を意識し就業調整し（年収100万円、第3号被保険者）、65歳で退職。
	②-C 再就職・ パート・「年収の壁」超え (150万円)	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。 ・38歳時にパートで再就職。「年収の壁」を超えて働き（年収150万円）、厚生年金に加入。65歳で退職。
③再就職なし	③ 離職後・再就職なし	・22歳で正社員として就労。 ・第1子出産に伴い29歳で退職。その後、再就職はしない。

（備考）子どもの数は、国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」の完結出生こども数（夫婦一組あたりの平均出生こども数）が1.90人であることを参考に設定。第1子、第2子の出産年齢は、厚生労働省「令和4年人口動態統計調査」において、最頻値がそれぞれ29歳、32歳であることを踏まえて設定。復職時の年齢は「令和4年就業構造基本調査」において、末子の年齢が6～8歳の際に妻の雇用率が大きく上昇するため、6歳で復職と設定。

女性の出産後の働き方別 世帯の生涯可処分所得：試算結果

◆ 就労継続・正社員（①-A）の場合、再就職しない場合（③）に比べ、税・社会保険料支払い後の世帯の生涯可処分所得が約1.7億円多いとの試算結果。

<前提>夫婦・こども2人世帯・29歳で第1子、32歳で第2子を出産。ケース②では第2子が6歳で復職。（億円）

	①就労継続		②離職後再就職			③再就職なし
	ケース①-A 就労継続・ 正社員	ケース①-B 就労継続・ 非正規(フルタイム)	ケース②-A 再就職・ 正社員	ケース②-B 再就職・ パート・ 「年収の壁」範囲内 (100万円)	ケース②-C 再就職・ パート・ 「年収の壁」超え (150万円)	ケース③ 離職後・ 再就職なし
世帯の生涯可処分所得	4.92	4.05	4.41	3.52	3.64	3.25
ケース①-Aとの差	—	-0.87	-0.51	-1.40	-1.28	-1.67
世帯の給与所得等 (税・社会保険料控除後)	3.48	2.92	3.11	2.52	2.56	2.25
世帯の退職金所得 (税・社会保険料控除後)	0.45	0.22	0.37	0.23	0.23	0.23
世帯の年金所得 (税・社会保険料控除後)	0.99	0.90	0.93	0.77	0.84	0.76

(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計」「公的年金シミュレーター」「育児休業制度 特設サイト」「国民健康保険事業年報 令和3年度」「後期高齢者医療の保険料について」「令和2年就労条件総合調査」「令和6年度 介護納付金の算定について（報告）」、中央労働委員会「令和5年賃金事情等総合調査」、国税庁「タックスアンサー」、総務省「地方税制度」、日本年金機構「厚生年金保険料表」「被保険者・被扶養者関係（資格取得・喪失等）」、全国健康保険協会「第109回全国健康保険協会運営員会 参考資料1」、人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」より作成。世帯の給与所得等は22歳～64歳までの世帯の可処分所得の合計であり、給与所得の他に出産育児一時金、育児休業給付金、児童手当が含まれる。四捨五入の関係で、合計や差分の値が合わない場合がある。

パートタイムとして「年収の壁」を超えて働く場合の生涯可処分所得増

- ◆ 出産後にパートタイムとして復職した際に、「年収の壁」を超えて年収150万円で働く場合、就業期間中の給与所得の増加に加え、退職後の年金所得の増加により、「年収の壁」内で働く場合と比べ世帯の生涯可処分所得は合計1,200万円増加。時給増により、更に所得が増える可能性。年収200万円で働く場合、世帯の可処分所得は合計2,200万円増加。

表:パート再就職の場合の可処分所得の試算

	ケース②-B 年収100万円	ケース②-C 年収150万円	<参考> 年収200万円
妻の給与所得 <small>(パート再就職後・税・社会保険料控除後)</small>	約2,700万円	約3,300万円	約4,300万円
妻の年金所得 <small>(税・社会保険料控除後)</small>	約2,800万円	約3,600万円	約3,800万円
夫の配偶者手当受給額 <small>(パート再就職後・税・社会保険料控除後)</small>	約220万円	—	—
夫の配偶者控除・配偶者特別控除による受益額	約200万円	約200万円	約20万円
ケース②-Bとの 世帯の可処分所得の差	—	約1,200万円	約2,200万円
1日の労働時間 <small>(週5日勤務の場合)</small>	時給1,125円と仮定 令和5年賃金構造基本統計調査： 短時間労働者・学歴計・女性・産業計・企業規模計 1時間当たり所定内給与額		
	3.4時間程度	5.1時間程度	6.8時間程度

合計
 ・ケース②-B:約5,500万円
 ・ケース②-C:約6,900万円
 ・参考ケース:約8,100万円

・企業の配偶者手当(年11.9万円と仮定)、夫の配偶者控除/特別控除額の減少分、世帯の所得は減少。

※夫の配偶者控除・配偶者特別控除額については、ケース②-Bと②-Cでは同額。

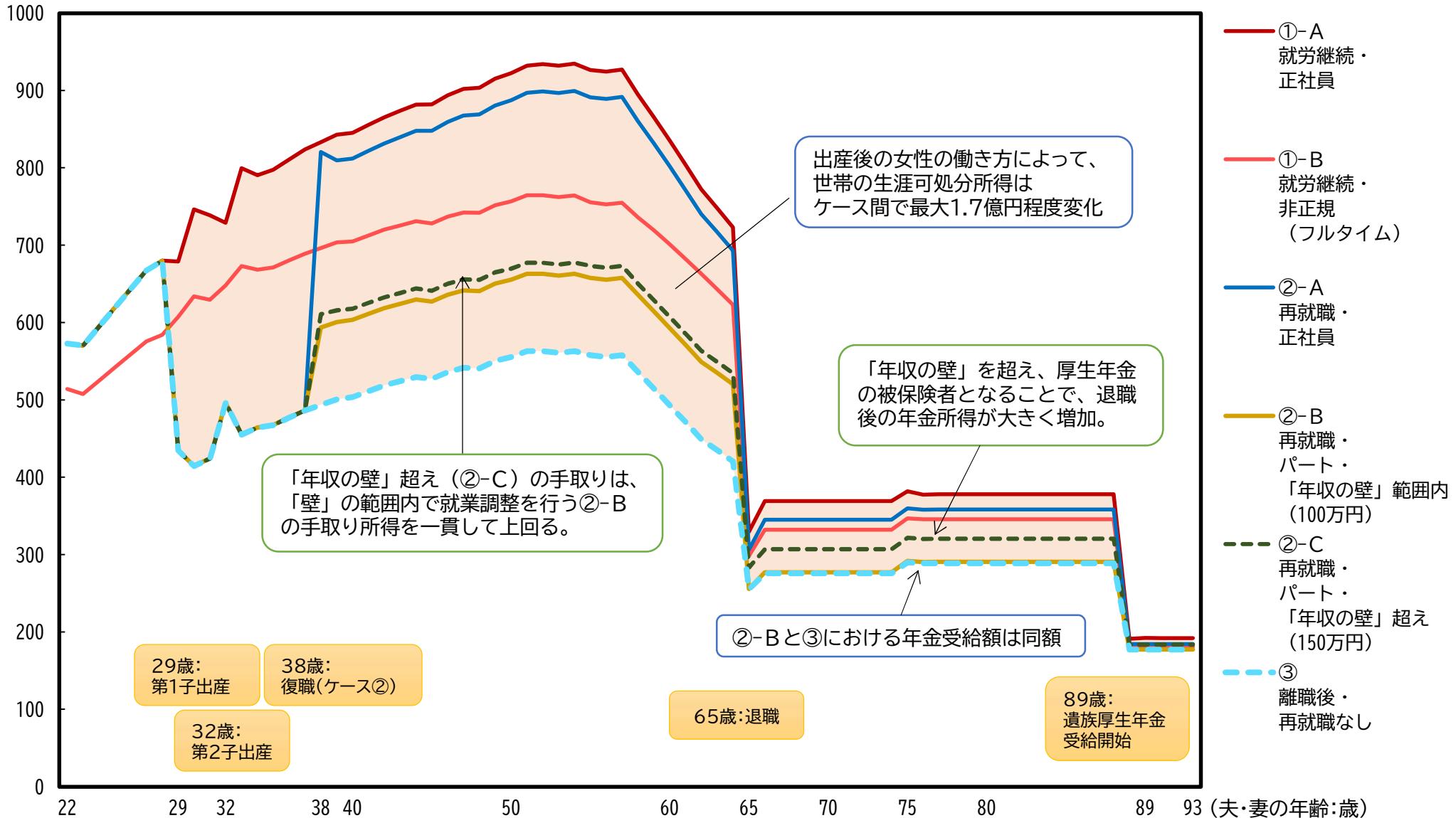
・なお、一定時間以上勤務するパート社員には、スキル向上・時給増の機会が増加する可能性。
 例)社内研修・社内資格を通じた時給の増加

(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計」「公的年金シミュレーター」「国民健康保険事業年報 令和3年度」「後期高齢者医療の保険料について」「令和2年就労条件総合調査」「令和6年度 介護納付金の算定について(報告)」、国税庁「タックスアンサー」、総務省「地方税制度」、日本年金機構「厚生年金保険料表」「被保険者・被扶養者関係(資格取得・喪失等)」、全国健康保険協会「第109回全国健康保険協会運営員会 参考資料1」、人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」より作成。労働時間は年52週・週5日勤務として試算。時給は1時間当たり所定内給与額の中央値。なお、1時間当たりの所定内給与額の平均値は1,312円。四捨五入の関係で、合計や差分の値が合わない場合がある。一定時間以上勤務するパート社員の時給増の例については、厚生労働省「認定社内検定活用事例集」を参考とした。

令和3年「パートタイム・有期雇用労働差総合実態調査」によると、有期雇用パートタイムで働き、かつ、配偶者がいる女性のうち、就業調整をしている人は26.4%。「年収の壁」を意識せずに働く人が増えれば、生涯可処分所得が増加。年収100万円の場合には配偶者手当が支給されると仮定したが、配偶者手当を支給する企業が近年減少傾向(2014年:71%→2023年:56%)であることにも留意。今回の試算には含まれていないが、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を進めることで、「手取り」収入を減らさずに労働者が社会保険適用対象となることも可能。

女性の出産後の働き方別 世帯の可処分所得の推移

(世帯の可処分所得:万円)



(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計」「公的年金シミュレーター」「育児休業制度 特設サイト」「国民健康保険事業年報 令和3年度」「後期高齢者医療の保険料について」「令和2年就労条件総合調査」「令和6年度 介護納付金の算定について(報告)」、中央労働委員会「令和5年賃金事情等総合調査」、国税庁「タックスアンサー」、総務省「地方税制度」、日本年金機構「厚生年金保険料表」「被保険者・被扶養者関係(資格取得・喪失等)」、全国健康保険協会「第109回全国健康保険協会運営員会 参考資料1」、人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」より作成。住民税が前年の所得に応じてかかると試算しているため、復職直後・退職直後等に世帯の可処分所得が一時的に上下する傾向にある。当グラフからは退職金は除いている。

(参考) 主な収入・負担・給付に関する想定

賃金	厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計」をもとに、フルタイム労働者の性別・年齢別・正社員/非正規別の賃金カーブを仮定。パートタイム労働者の場合は、年収150万円もしくは年収100万円で一定と仮定。
退職一時金	中央労働委員会「令和5年賃金情報等総合調査」を元に、出産時は自己都合退職、定年時は定年退職として、勤続年数に応じて試算。
公的年金給付	厚生労働省「公的年金シミュレーター」を用いて、働き方に応じて年金給付額を設定。夫の死後、妻が受給する遺族厚生年金についても考慮している。
産前産後休業/ 育児休業手当/ 出産育児一時金	現行の制度に基づき、産前・産後休業給付及び育児休業手当(前年賃金の67%)、出産育児一時金(50万円)が非課税で給付されたと想定。181日を超えた育児休業手当が50%となることも考慮。
児童手当	現行制度に基づき、子が0～2歳時に年18万円、3～15歳時に年12万円非課税で給付されたと想定。賃金試算の結果を踏まえ、所得制限の影響は受けないと想定
企業による配偶者手当	厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」及び人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」より、手当額及び実施する企業の割合を勘案して試算。
所得税・住民税等	現行制度に基づき、税負担額を試算。基礎控除・給与所得控除・退職所得控除・年金所得控除・社会保険料控除・扶養控除・配偶者(特別)控除を考慮。所得税は当年の、住民税は前年の所得に応じて課税。こどもに係る扶養控除も考慮している。 ※復興特別所得税は、2037年まで継続を想定
社会保険料	厚生年金、健康保険、介護保険、雇用保険の各保険料を現行制度に基づき試算。健康保険はライフステージに応じて、協会けんぽ・国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入すると想定し、日本年金機構「厚生年金保険料表」「被保険者・被扶養者関係(資格取得・喪失等)」、厚生労働省「国民健康保険事業年報 令和3年度」「後期高齢者医療の保険料について」より保険料を試算。

(備考) 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計」「公的年金シミュレーター」「育児休業制度 特設サイト」「国民健康保険事業年報 令和3年度」「後期高齢者医療の保険料について」「令和2年就労条件総合調査」「令和6年度 介護納付金の算定について(報告)」、中央労働委員会「令和5年賃金事情等総合調査」、国税庁「タックスアンサー」、総務省「地方税制度」、日本年金機構「厚生年金保険料表」「被保険者・被扶養者関係(資格取得・喪失等)」、全国健康保険協会「第109回全国健康保険協会運営員会 参考資料1」、人事院「令和5年職種別民間給与実態調査」より作成。